

§ 23 その他

§ 23の1 遺族

《共済組合》

1 遺族の範囲（法第2条第1項第3号第3項、施行令第4条、運用方針第2条関係施行令第4条）

(1) 組合員又は組合員であった人の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた人の死亡当時（失踪の宣告を受けた組合員であった者にあっては、行方不明となった当時）その人によって生計を維持していた人（注）。

この場合において、配偶者のうち夫、父母、祖父母、子又は孫とは、次に該当する人に限ります。

①配偶者のうち夫、父母又は祖父母

ア 55歳以上の人

②子又は孫

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって、まだ配偶者がない人

イ 20歳未満で、組合員又は組合員であった人の死亡当時から引き続き障害等級が1級又は2級の障害の状態にある人

(2) 組合員又は組合員であった人の死亡当時胎児であった子が出生した場合は、その子。

（注） 組合員又は組合員であった人の死亡当時その人によって生計維持していた人とは、当該組合員又は組合員であった人の死亡当時その人と生計を共にしていた人のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上になると認められる人以外の人のことをいいます。

2 遺族の順位（法第45条、第46条）

短期給付、長期給付において、給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりです。

順位	続柄
1	配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む。）及び子
2	父母（養父母、実父母の順とする。）
3	孫
4	祖父母（養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。）

* 納付を受けるべき遺族に同じ順位者が2人以上あるときは、当該給付は、その人数により等分して給付されます。

《互助組合》（互組合員規則第10条）

1 遺族の範囲

組合員であった人の配偶者、子、父母、孫及び祖父母。

2 遺族の順位

共済組合の取扱いに準じます。

- * 給付を受けるべき遺族に同じ順位者が2人以上あるときは、当該給付は、その人数により等分して給付されます。ただし、そのうちの1人を請求及び受領について代表者として定め、同じ順位者全員の同意書を添えて請求があったときは、その代表者に支給します。

§ 2 3 の 2 時効

《共済組合》

1 短期給付の時効 (法第144条の23第1項、運用方針第144条の23関係)

(1) 短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは時効によって消滅します。

ア 「給付事由」とは、それぞれの給付を受ける権利の生ずる原因をいいます。

例えば、出産費については、出産が給付事由となります。

イ 「行わない」とは、請求権を行使するのに法律上の障害がないにもかかわらず行使しないことをいいます。

(2) 消滅時効の起算日等

ア 給付を受ける権利の消滅時効の起算日は、次のとおりです。

(ア) 療養費又は家族療養費

組合員が医療機関等に療養の費用を支払った日の翌日

(イ) 移送費又は家族移送費

組合員が移送に要した費用を支払った日の翌日

(ウ) 高額療養費

組合員が医療機関等に高額療養費の支給に係る部分を支払った日の翌日

(エ) 傷病手当金、出産手当金、休業手当金又は介護休業手当金

それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日

(オ) 育児休業手当金

勤務に服さなかった日ごとに、その翌日

イ 時効までの2年間には給付を請求するため郵送に要した日数は算入されません。ただし、時効となる日までに共済組合に給付の請求書が到達しなかった場合であっても、その日までに郵送に託したことが消印等により証明されれば、給付を受けることができます。

2 長期給付の時効

年金である長期給付の請求権については、基本権と、その基本権に基づき毎支給期ごとに支給される年金の請求権たる支分権とがあります。基本権は、年金の給付事由が生じた日から5年間その決定を請求しないと消滅することになります。しかし、一度その権利が確定するとその後は時効によって消滅しないものとして取り扱われます。また、支分権は、支給すべき期日の翌月の初日を起算日として5年間行使しないと消滅します。

3 掛金等の徴収権等の消滅時効

掛金等を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年間行わないときは、時効によって消滅します。

この場合の時効の起算日は、「掛金等を徴収し、又は払い込むべき月」の翌月の初日です。

標準報酬の算定誤り等により、遡って掛金等の追徴が発生する場合は、追徴分の「掛金等を徴収し、又は払い込むべき月」は、掛金等の追徴が発生した月（※）となるため、消滅時効の起算点は、当該月の翌月の初日となります。

（※）標準報酬の算定誤り及び掛金等の追徴が発生したことを、給与支給機関が共済組合に報告した月となります。

【例】令和2年9月から令和7年11月まで、標準報酬の算定を誤っており、掛金等を本来額より少なく払い込んでいたことが判明し、令和7年12月に、共済組合に報告した。

→ 令和2年9月から令和7年11月までの掛金等の追徴額全てについて、「掛金等を徴収し、又は払い込むべき月」は令和7年12月となり、消滅時効の起算日は令和8年1月1日となる。

* その他、地方公務員等共済組合法の適用を受けないものについては、民法等他の法律の適用を受けることになります。

《互助組合》（⑤運営規則第5条第2項）

互助組合から給付を受ける権利は、3年間行わないときは消滅するものとされています。

§ 2 3 の 3 支払未済の給付の受給者の特例

《共済組合》(法第47条、施行令第23条)

給付を受ける権利を有する人が、その支給を受けることができた給付を受けないで死亡した場合、その支払を受けなかった給付については、その人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの人以外の三親等内の親族であって、その人の死亡の当時その人と生計を共にしていた人に支給する。

支払未済の給付を受けるべき人の順位は、次のとおりです。

順位	続柄
1	配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む。）
2	子（死亡した人が公務遺族年金の受給権者である配偶者であったときは、死亡の当時、その人と生計を共にしていた組合員又は組合員であった人の子であって、その人の死亡によって公務遺族年金の支給の停止が解除されたものも含む。）
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	1～6位の人以外で、三親等内の親族であって、死亡の当時、その人と生計を共にしていた人

※給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してもとみなします。

《互助組合》(⑤運営規則第9条)

共済組合と同様に取扱います。

§ 2 3 の 4 不服審査制度

《共済組合》

共済組合が行う、組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の審査に関し不服がある人は、文書又は口頭で公立学校共済組合審査会に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

組合員等がこの制度に基づき、審査請求を行おうとするときは、共済組合の処分があつたことを知った日から原則として3か月を経過する日までに手続きをしなければいけません。

審査会は、組合員を代表する人、地方公共団体を代表する人及び公益を代表する人それぞれ2人ずつの委員で構成されています。

§ 23の5 組合員の資格喪失後の給付金からの控除（法第48条）

組合員が資格を喪失したときに、その人又はその遺族等に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金は除く。）があり、かつ、その人が組合に対して支払うべき金額があるときは、その給付金から控除します。

§ 23の6 給付の制限

地方公務員等共済組合法第108～111条により、給付の制限が設けられています。

§ 23の7 給付の決定

給付を受ける権利は、その権利を有する人の請求に基づいて共済組合が決定します。

§ 23の8 不正受給者からの費用の徴収

組合員証の不正使用、仮病等偽りその他不正行為によって給付を受けたときは、共済組合はその給付に要した費用の全部又は一部を徴収します。

§ 23の9 給付金明細書の交付

1 給付金明細書の交付

(1) 交付対象者

給付金の支給がある組合員のみに給付金明細書（以下「明細書」という。）を交付します。

医療機関等の受診があっても給付金の支給がない組合員には、明細書の交付はありません。

(2) 交付日

振込日（原則：毎月月末）の3営業日前を目途に交付します。

(3) 交付方法

「広島県人事給与・福利厚生システム」（以下「システム」という。）の稼動に伴い、明細書の交付方法は次表のとおり所属所によって異なります。

（平成29年4月分～）

区分	交付方法	所属所の対応
県教委事務局	各自が個人PC端末からシステムにログインし、閲覧・印刷する。	- (※)
県立学校	所属所PC端末からシステムにログインし、明細書を印刷する。	所属所分を印刷し、組合員に交付する。
小中学校（共同調理場を含む） 【広島市を除く】	所属所PC端末からシステムにログインし、明細書を印刷する。	所属所分を印刷し、組合員に交付する。
尾道南高等学校	紙の明細書を所属所に送付する。	そのまま組合員に交付する。
県教育事業団、広島市費職員、大学、幼稚園、中国中央病院、共済職員、組合専従、互助職員、認定こども園		

※ 県教委事務局及び県立学校においては、一定の権限を付与した者のみが全員分の閲覧が可能となりますので、閲覧できない休職者等へ明細書を交付してください。

2 給付金明細書の記載例

給付金明細書

公立学校共済組合広島支部
一般財団法人広島県教育職員互助組合

所属所コード：12345 所属所名：○○小学校
組合員証番号：123456 組合員氏名：広島 花子

医療費及び給付金について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

振込金額	357,051円
------	----------

診療年月	対象者氏名	給付名称	コード	診療金額	法定給付額	附加給付額	互助給付額
令和〇年〇月	広島 一郎	高額療養費	0343	500,000	67,570	57,400	
令和〇年〇月	広島 花子	育児休業手当金	0164		230,181		
令和〇年〇月	広島 花子	G 医療給付金	0346	20,000			1,700
令和〇年〇月	広島 一朗	G 家族療養費	0347	10,000			200
給付金振込銀行				給付金額		振込年月日	
広島銀行 ○○支店				共済給付額 355,151 円 互助給付額 1,900 円 合計 357,051 円	令和〇年〇月〇日		

この給付に関する決定（互助給付額を除く。）について不服のある者は....

3 給付金明細書の見方

「給付名称」欄	説 明	本文記載頁
高額療養費	<p>法定給付額は「高額療養費」の額です。</p> <p>(前記 2 の記載例の場合) <u>*標準報酬月額が 28 万円以上 53 万円未満の組合員の場合</u> $500,000 \text{ 円} \times 0.3 \text{ (自己負担額)} - \{80,100 \text{ 円} + (500,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% \} = 67,570 \text{ 円}$</p>	§ 9-009 頁
一部負担金 払戻金	<p>附加給付額は「一部負担金払戻金」の額です。(被扶養者の場合は「家族療養費附加金」です。)</p> <p>(前記 2 の記載例の場合) <u>*標準報酬月額が 28 万円以上 53 万円未満の組合員の場合</u> $150,000 \text{ 円 (自己負担額)} - 67,570 \text{ 円 (高額療養費)} - 25,000 \text{ 円} = 57,400 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$</p>	
家族療養費 附加金	<p>附加給付額は「家族療養費附加金」の額です</p> <p>例) 医療費 $120,000 \text{ 円} \times 0.3 \text{ (自己負担額)} - 25,000 \text{ 円} = 11,000 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$</p>	§ 9-004 頁
G 医療給付金 G 家族療養費	<p>互助給付額は「医療給付金」「家族療養費」の額です。</p> <p>(前記 2 の記載例の場合) 医療給付金 $(20,000 \text{ 円} \times 0.3 \text{ (自己負担額)} - 2,500 \text{ 円}) \div 2 = 1,700 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$</p> <p>家族療養費 $(10,000 \text{ 円} \times 0.3 \text{ (自己負担額)} - 2,500 \text{ 円}) \div 2 = 200 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$</p>	

§ 2 3の10 所属所及び給与支給機関

公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・県費負担栄養職員が勤務する共同調理場・大学・幼稚園・県教委事務局、教育事務所及び附属機関、学校以外の教育機関、中国中央病院は、それぞれひとつの所属所として共済組合の支部の組織を構成し、その長は所属所の事務を行うことになります。

なお、これらの中で県教委事務局、教育事務所及び附属機関、学校以外の教育機関、高等学校、特別支援学校、大学等は給与支給機関としての事務も行うことになっています。

1 所属所長の事務

- (1) 組合員が支部に提出する申告書・申請書・申込書等及び組合員が退職した際に提出する書類を受け付け、所属所受付欄のある書類には必ず受付印を押し、その内容を確認の上、支部に送付してください。

ただし、扶養手当が支給されている被扶養者に係る被扶養者申告書は、所属所で受付後、次表の提出先で給与事務担当者の確認を受けて提出してください。

関 係 所 属 所	提 出 先
広島市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園	広島市教育委員会又は学校事務センター
市町費負担職員	関係市町教育委員会
県教委事務局及びその地方機関並びに学校以外の教育機関	会計管理部総務事務課（共通業務担当）

- (2) 給与から控除されなかった掛金・償還金があるときは、支部の通知に基づいてこれを処理してください。
- (3) 支部から送付する承認書・通知書・広報紙等を組合員に交付してください。
- (4) 組合員異動報告書を提出してください。
- (5) その他の共済組合に関する事務

2 給与支給機関の事務

- (1) 掛金、貸付償還金の給与控除と払込み

ア 源泉徴収

毎月、組合員に支給する給料から短期・介護・退職等年金掛金・厚生年金保険料（組合員負担分）及び貸付償還金を控除してください。

イ 払込み

給与から控除したこれらの金額は、それぞれの払込通知書及び償還金納付通知書により、直ちに払い込んでください。

ウ 提出書類

払込みと同時に「組合員数、標準報酬月額及び掛金・負担金集計調書」、「短期・長期掛金内訳書」を広島支部へ提出してください。

エ 注意事項

(ア) 給与改定等による差額掛金負担金を払い込む場合は、例月分とは別の払込通知書により払い込んでください。

(イ) 年度をまたがった掛け金、負担金を納入する場合は、それぞれ年度別に払込通知書を作成してください。

(2) 過誤納金の取扱い

掛け金及び貸付償還金に過誤納があった場合は、その人の翌月分で調整できるもの以外は過誤納金還付の請求書により請求してください。

なお、翌月調整を行った場合は、そのことを払込通知書に明記のうえ、調整した後の額を払い込んでください。

(3) 未払金の払込み

組合員又は組合員であった人が組合に対して支払わなければならない掛け金等があるときは、給料その他の給与を支給する際にこれを控除して、その人に代って払い込んでください。

(4) 負担金の払込み

市町費負担の小学校・中学校・高等学校・幼稚園又は公立大学法人（公的負担部分に限る。）の組合員の短期・介護・退職等年金・経過的長期の負担金及び厚生年金保険料（事業主負担分）は、事業主たる市町が毎月、払込通知書により払い込んでください。

公立大学法人及び教職員組合にあっても、これに準じて払い込んでください。

なお、市町は、このほかに事務費の負担金として、年度内に共済組合が示すところにより払い込んでください。

※ 振込の際に手数料が発生する場合は、払込人負担となります。